うめ

梶税務経営ニュース

編集発行人
梶税理士事務所
税理士 梶　義明
〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766(25)7722㈹
FAX 0766(25)7723
http://kaji.zei-mu.jp

◆ 2月の税務と労務

国　税／平成30年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
（還付申告は申告期間前でも受け付けられます）

国　税／贈与税の申告　2月1日～3月15日

国　税／1月分源泉所得税の納付　2月12日

国　税／12月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）
2月28日

国　税／6月決算法人の中間申告　2月28日

国　税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
（年3回の場合）　2月28日

国　税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人税の確定申告及び納付　2月28日

地方税／固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付
市町村の条例で定める日

2月

（如月）FEBRUARY

11日・建国記念の日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28		

ワンポイント

休眠預金　2009年１月１日以降の取引から10年以上、その後の取引のない預金等のこと。2018年１月の休眠預金等活用法施行により、休眠預金となると、所定の機関に移管され民間公益活動に活用されます。ただし、休眠預金となっても取引のあった金融機関で必要な手続きを行えば引き出すことは可能です。

平成30年分 確定申告のポイント

所得税の確定申告時期となりました。還付申告は既に一月から始まっていますが、納付額のある人については、二月十六日から三月十五日までとなります。なお、今年は確定申告初日の二月十六日が土曜日、十七日が日曜日のため、税務署窓口では申告書の受付は行いませんが、法令上、申告初日をずらす規定がないので、申告初日は二月十六日となります（ただし、税務署が閉まっていても申告書を税務署の時間外収受箱に投函することにより提出できます）。

以下、平成三十年分確定申告のポイントを整理してみます。

1．確定申告の対象者

●確定申告をしなければならない人（主な例）

①個人で事業を行っており納税額がある、②不動産収入がある人で納税額がある、③給与が年間二、〇〇〇万円を超える、④二か所以上から給与をもらっている、⑤同族会社の役員等で、その会社に不動産や事業資金を貸し付け、使用料・利息を受け取っている、⑥平成三十年中に土地等の譲渡があった、⑦給与所得者で給与以外の所得金額が二〇万を超える

●所得税の還付が受けられる人（主な例）

雑損控除、医療費控除、寄附金控除、配当控除、住宅ローン控除等を受ける人

2．平成三十年分の留意点

(1) 配偶者控除

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する納税者の配偶者控除の額は、納税者本人の合計所得金額が九〇〇万円を超えると徐々に控除額が減額され、一、〇〇〇万円を超えると、控除額はゼロとなります。

(2) 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額が三八万円超一二三万円以下とされ、その控除額は配偶者の合計所得金額及び納税者本人の合計所得金額が増えるにしたがって徐々に減額されます。なお、合計所得金額が一、〇〇〇万円を超える納税者本人については、配偶者特別控除は適用できません。

(3) 確定申告書に関する書類の提出等

生命保険料控除、地震保険料控除及び寄附金控除を受けるには、保険会社などから書類で交付された控除証明書等を確定申告書に添付等する必要がありますが、平成三十年分から保険会社等よりメール等で交付された電子的控除証明書等を添付してe－Taxで送信することも可能となりました。書面で提出する場合には、国税庁HPで作成・印刷したQRコード付控除証明書等（電磁的記録印刷書面）により提出します。

(4) 医療費控除の提出書類の簡素化

平成二十九年分から医療費控除の適用に当たっては、医療費の領収書等に記載されている①医療を受けた者の氏名、②病院・薬局など支払先の名称、③支払った医療費の額などを記載した「医療費控除の明細書」を提出することで、領収書の提出等は不要となっています。ただし、領収書は五年間保存し、税務署からの求めに応じて提出等をしなければなりません。

なお、平成三十一年（二〇一九年）分までは、医療費の領収書の添付等も認められます。

3．働き方改革に伴う個人所得課税

平成三十年度税制改正における給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律一〇万円引き下げ、基礎控除の控除額を一〇万円引き上げる「給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替」、給与収入が八五〇万円超の場合の控除額を一九五万円に引き下げた「給与所得控除の適正化」、公的年金等収入が一、〇〇〇万円超の場合の控除額に一九五・五万円の上限を設けた「公的年金等控除の適正化」などの個人所得課税の見直しは、平成三十二年（二〇二〇年）分以後の所得税からとなります。

表1　所得税額速算表（平成30年分用）

課税総所得金額（A）		税率（B）	控除額（C）	税額＝((A)×(B)−(C))×102.1%	住民税額の速算表（所得割）	
超	以下				[課税所得]	[税率]
	1,950,000円	5 %	0円	((A)×5%)×102.1%	一律	10%
1,950,000円	3,300,000	10	97,500	((A)×10%−97,500円)×102.1%		
3,300,000	6,950,000	20	427,500	((A)×20%−427,500)×102.1%		
6,950,000	9,000,000	23	636,000	((A)×23%−636,000)×102.1%		
9,000,000	18,000,000	33	1,536,000	((A)×33%−1,536,000)×102.1%		
18,000,000	40,000,000	40	2,796,000	((A)×40%−2,796,000)×102.1%		
40,000,000	−	45	4,796,000	((A)×45%−4,796,000)×102.1%		

表2　確定申告書チェック表

（平成30年分用）

区分	項　目	チェックの内容
所得金額	共　　通	営業・農業・その他の事業・不動産所得等については、収支内訳書の添付が必要です。
		給与所得等の源泉徴収票は、原本が添付されていますか。
		還付申告書を提出する場合は、給与所得以外の所得が20万円以下であっても、含めて申告します。
		損益通算のできる損失は、不動産・事業・譲渡（注）・山林所得です。
所得から差し引かれる金額	医　療　費（※セルフメディケーション税制との選択適用）	補てん金は、未収であっても、見積りにより控除します。
		差引負担額から10万円（又は所得金額の5%か、いずれか少ない金額）を、差し引いてありますか。 ※セルフメディケーション税制の場合、医薬品購入額が1万2千円超（8万8千円限度）。
		領収書又は明細書の添付等がされていますか。
	寄　附　金	領収書、証明書等の添付等がされていますか。
	特定扶養親族	扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成8.1.2〜平成12.1.1生まれ）で、控除額は63万円です。
	寡　婦（夫）	(1)寡婦　①死別・離婚…… 扶養親族又は一定の生計を一にする子があれば、所得制限なし。 ②死別…… 合計所得金額が500万円以下。 ③特定の寡婦…… 扶養親族である子を有し、かつ合計所得金額が500万円以下。 (2)寡夫　死別・離婚とも一定の生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下。
	配偶者控除 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超なのに適用していませんか。
		控除額は、最高38万円です。（老人控除対象配偶者の配偶者控除は最高48万円）
税額から差し引かれる金額	配　当　控　除	対象となる配当所得は、剰余金の配当等です。
		控除額は、課税総所得金額1,000万円以下は10%、それを超える部分は5%になります。
	住宅ローン控除	申告書の住宅借入金等特別控除欄の「居住年月日」等は、すべて記入がありますか。
		添付書類の不足はないですか。 (1)新築・中古家屋の場合 ①家屋（土地）の登記事項証明書 ②請負契約書又は売買契約書の写し ③住民票の写し（平成28年1月1日以降に自己の居住の用に供した場合は不要） ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ⑤建築年数基準（耐火25年以内、非耐火20年以内）に該当しない場合は、耐震基準適合証明書又は住宅性能評価書の写し、既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類のいずれか (2)増改築等をした家屋の場合 上記(1)の各種の書類の他に「建築確認済証の写し」若しくは「検査済証の写し」又は、「増改築等工事証明書」
その他	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載します。
	申告納税額	黒字の金額は、100円未満の端数は切り捨て。
	予定納税額	第一期・第二期とも、未納があっても記載して下さい。

(注)一定の居住用財産以外の土地・建物等を除きます。

ＱＲコードを利用したコンビニでの国税の納付

コンビニで国税を納付するためには、税務署から交付等されたバーコード付の納付書がなければ利用できませんでしたが、今年１月４日以降、自宅等で納付に必要な情報をＱＲコード（ＰＤＦファイル）として作成・出力することにより可能となりました。なお、納付できる金額は従来のコンビニ納付と同様に30万円以下です。

ＱＲコードを利用したコンビニでの納付方法は次のとおりです。

１．次のいずれかの方法によって作成したＱＲコードをコンビニ店舗に持参します。なお、ＱＲコードをスマートフォン等に保存して利用することも可能です。

⑴　確定申告書等作成コーナーからの作成

確定申告書等作成コーナーで、所得税、消費税等の申告書を作成する際に、ＱＲコードの作成を選択することで、申告書に併せて、ＱＲコードを印字した書面が作成されます。

⑵　国税庁ホームページからの作成

国税庁ホームページのコンビニ納付用ＱＲコード作成専用画面で、納付に必要な情報を入力することで、ＱＲコードを印字した書面が作成されます。

２．コンビニ店舗のキオスク端末（「Loppi」や「Famiポート」）に「ＱＲコード」を読み取らせるとバーコード（納付書）が出力されます。

３．出力したバーコード（納付書）によりレジで現金を支払います。

ＱＲコードによるコンビニ納付の利用可能なコンビニは、次のとおりです。

・ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ（いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ）

・ファミリーマート（「Famiポート」端末設置店舗のみ）

マイナンバーの記載猶予期間は平成三十年で終了

平成二十八年一月からマイナンバーの利用が開始され、法定調書などを税務署に提出する際には、原則として、マイナンバーの記載が必要とされています。

しかし、「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」など一部の法定調書については猶予規定が設けられ、三年間、調書へのマイナンバーの記載を省略することができました。

このマイナンバー記載の猶予期間は平成三十年分で終了となりました。そのため、平成三十一年以降に配当を支払う場合などは「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」にマイナンバーを記載する必要がありますので注意してください。

所得税　個人が懸賞や福引きなどで賞金品を受け取ったとき

個人が懸賞や福引きなどで受け取った賞金品は、一時所得となります。一時所得の金額は、総収入金額から収入を得るために支出した金額と特別控除額（最大50万円）を控除した金額となります。そして、一時所得の金額の1/2が課税対象となり、給与所得などの他の所得の金額と合計して総所得金額を求めた後、納める税額を計算します。つまり、50万円以上の賞金品を受け取ったときには所得税が課税される可能性があります。

なお、受け取った賞金品が、商品券の場合はその券面額で評価し、株式・貴金属・土地や建物などを受け取ったときはその受けることとなった日の価額で評価します。また、車などの物品を受け取ったときは、そのものの通常の小売販売価額の60％相当額で評価することとなります。